

(説明)

(一) (二) ニ付テハ實際ノ取扱トシテハ個々ノ事實ニ徴シ
必スシモ歸任ヲ承認セサルノ意ニアラス即チ「歸任」ヲ承
認セサルコトアルヘシト謂フ所以ナリ

ハ在營中ハ勤績年數ニ算入セズ且ツ日給其他ノ給與ヲ爲サス
ニ除隊後歸任ヲ許サル場合ハ入營ノ日ノ前日ニ於テ解雇セ
ラレタル者ト見做シ之ニ關スル例規ニ依リ身分取扱ヲ爲ス

(二) 解雇手當

會社ノ都合ニ依リ解雇スル場合ハ(四)ニ示ス退職手當ノ二倍ヲ
支給ス但シ工員規定第六十一條第四號ニ依リ解雇スル場合ハ
本手當ヲ支給セス(別表参照)

(三) 老衰手當

解雇手當ノ十分ノ八ヲ支給ス但シ本手當ノ支給ヲ受クヘキ者
ハ退職ニ際シ本手當以外ノ給與ヲ受ケザル年數五十才以上ノ

者退職ノ場合ニ限ル(別表参照)

(四) 従来ノ勤績賞與ヲ退職手當ニ改メ自己ノ都合ニ依リ退職者
ニ支給スルモノトス(別表参照)

(五) 前掲(一)(三)(四)ノ手當ニ關シ勤績年數ノ起算ハ大正七年一月一日
ヨリ初ム

(六) 本要求ニ關シ前掲各項ニ記載スルモノハ外總テ工員規定ノ定
ムル所ニ依リ解雇ノ老衰退職手當ノ支給方法ニ付テハ亦同シ

一 要求第ニ対シテハ臨時工員ニ採用後三ヶ月ヲ経過セル者ハ給與
ノ上本工員ニ採用スヘキコト但シ日雇人丈ニシテ會社ノ業務ニ從事
中ニ基固スル傷病者アリタルトキハ醫藥其他ノ救助ニ注意スルト
同時ニ今後ハ工員ノ爲メ謀ケタル工員扶助規則所定ノ二分一
ヲ扶助スヘキコト